

課一・個・監4 千矢

課一・個・監1 前田

総・企・行政 草野

| | |
|-------|-------------|
| 大分類 | 共通(法令・通達) |
| 中分類 | 指示及び指示関係書類 |
| 保存年限等 | 暦 2034年12月末 |

| |
|------------------------|
| 副 本 配 付 基 準 |
| 共 通 ラ イ ブ ラ リ |
| 所 得 |
| 東 局 課 一 個 5 - 55 |
| 東 局 総 企 7 - 11 |
| 令 和 6 年 7 月 5 日 |
| 報 告 期 限 等 |
| 令 和 7 年 1 月 22 日 他 1 回 |
| 企 臨 8 号 |

総務部長 殿

各税務署長 殿

東京国税局長 (官印省略)

各種所得の申告漏れに対する行政指導について (指示)

標題のことについては、令和6年7月5日付東局課一個2-59『『個人課税事務に係る事務実施要領』の制定について』指示、令和3年7月2日付東局総企1-56ほか14課合同『『業務センター事務提要』の制定について』事務運営指針及び令和6年7月5日付東局総企5-78ほか18課合同「令和6事務年度における東京国税局業務センター室の事務処理要領の制定について」指示によるほか、別冊「各種所得の申告漏れに対する行政指導に係る事務実施要領」により適切に実施されたい。

(趣旨)

真に調査すべき納税者への重点的な事務量投下を進めていく一方で、その他の納税者に対しては行政指導等の簡易な接触により幅広く接触することで、質・量の両面で納税コンプライアンスの向上を図っていく必要がある。

また、東京国税局業務センター(武蔵府中分室)のコール・調査支援第4グループ(個人)、第5グループ(個人)及び第6グループ(個人)(以下、これらを併せて「荻窪コールセンター(個人)」という。)において実施可能な簡易な接触については、可能な限り荻窪コールセンター(個人)で集中処理することに

より効率化を図る必要がある。このことを踏まえ、荻窪コールセンター（個人）における [redacted] 及び [redacted] に係る申告漏れに対する行政指導を実施することとし、円滑な実施に向けた事務実施要領を定めるものである。

(参考)

| 名称 | センター対象署 |
|---------------------|---|
| 東京国税局業務センター | 小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島 |
| 東京国税局業務センター（千葉西分室） | 千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、 <u>館山</u> 、 <u>木更津</u> 、茂原、東金 |
| 東京国税局業務センター（大手町分室） | 麹町、神田、日本橋、京橋、 <u>四谷</u> 、 <u>新宿</u> 、 <u>大森</u> 、 <u>雪谷</u> 、 <u>蒲田</u> 、 <u>中野</u> 、 <u>杉並</u> 、荻窪 |
| 東京国税局業務センター（芝分室） | 芝 |
| 東京国税局業務センター（江東東分室） | 江東西、江東東 |
| 東京国税局業務センター（渋谷分室） | 渋谷 |
| 東京国税局業務センター（葛飾分室） | 足立、西新井、葛飾 |
| 東京国税局業務センター（武蔵府中分室） | <u>八王子</u> 、 <u>青梅</u> 、武蔵府中、日野 |
| 東京国税局業務センター（横浜南分室） | 鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南 |
| 東京国税局業務センター（川崎南分室） | 川崎南、川崎北 |
| 東京国税局業務センター（平塚分室） | 平塚、藤沢 |
| 東京国税局業務センター（甲府分室） | 甲府、山梨、大月、鯉沢 |

(注) 下線は、令和6事務年度から新たに追加となるセンター対象署を示す。